

大府市老人ホーム入所者生活補給金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム(以下「老人ホーム」という。)に入所している高齢者の福祉の向上を図るため、予算の範囲内において支給する大府市老人ホーム入所者生活補給金(以下「補給金」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 補給金の支給の対象となる者は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条第1項第1号又は第2号の規定により市が老人ホームへの入所措置を行っている者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

月の初日に入所措置を行っている者

補給金の支給日の属する月の前月の収入(医療費(保険診療に係る一部負担金をいう。)を支払った場合においては、収入から当該医療費の支払額を差し引いた額とする。以下同じ。)のうち、次に掲げるものの合計額が7,500円未満の者(当該合計額が一時的に7,500円を超える場合を除く。)

ア 各種年金、扶助料その他の収入

イ 老人保護措置費における生活費のうち、老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について(平成18年老発第0124001号厚生労働省老健局長通知)別紙1の老人保護措置費支弁基準(以下「支弁基準」という。)2(5)に基づく加算の特例による本人支給額

2 前項第2号の収入は、次に掲げるものは含まないものとする。

支弁基準2(1)に基づく入院患者日用品費(基準額及び地区別冬季加算額)

生活保護法による保護の実施要領(昭和36年厚生省発社第123号厚生事務次官通知)により生活保護事務において収入として認定しないこととされている収入
補給金

(補給金の額)

第3条 市長は、前条の支給対象者に対し、次のとおり補給金を支給する。

補給金の額は、1か月につき7,500円から前月の収入(当該収入に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額)を控除した額とする。

前条第1項第2号の規定による合計額が一時的に1か月につき7,500円を超える場合の補給金の額は、その超える額を1か月につき7,500円ずつ翌月以降に繰り越し、その繰越額が7,500円を下回ることとなる月から前号の方法により算定した額とする。

(施設長による資格調査)

第4条 老人ホームの長(以下「施設長」という。)は、入所者についてあらかじめ収入状況等を調査し、補給金の支給の要件に該当する者の把握に努めなければならない。

(支給の手続)

第5条 施設長は、支給の要件に該当する入所者が補給金の支給の請求をしようとする場

合は、当該入所者から委任状（第1号様式）により補給金の請求及び受領に係る委任を受け、受給資格調書（第2号様式）及び請求書（第3号様式）を毎月10日までに市長に提出するものとする。

（支給）

第6条 市長は、前条の受給資格調書及び請求書が提出された場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補給金を支給するものとする。

2 補給金は、毎月末日までに支払うものとする。

（関係書類の整備）

第7条 施設長は、補給金の支給状況及び受給者の収入状況を明らかにするため、支給者名簿（第4号様式）及び収入状況調書（第5号様式）を作成し、保管しなければならない。

（補給金の返還）

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により補給金の支給を受けた者がいるときは、その者に支給された補給金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。